

川にゴミを捨てなうぐぐださい

川への不法投棄が目撃されています。川にゴミを捨てると、川の流れが悪くなり、河川管理上の支障となります。また、悪臭が発生し、まちの環境に悪い影響が出ます。

川への不法投棄は法令により罰せられます

河川法施行令

河川区域内の土地に、ゴミ、ふん尿、鳥獣の死体その他汚物または廃棄物を捨てると、3月以下の懲役、または20万円以下の罰金。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

みだりに廃棄物を捨てると、5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはこれを併科。

軽犯罪法

公共の利益に反してみだりにゴミ、鳥獣の死骸その他の汚物または廃棄物を捨てると拘留、もしくは料、またはこれを併科。

不法投棄には厳しく対処して、悪質な場合は警察に通報します！

佐渡地区廃棄物対策連絡協議会

県佐渡地域振興局地域整備部

庶務課 行政係 ☎74-3392

県佐渡地域振興局健康福祉環境部

環境センター ☎74-3428

環境対策課 クリーン推進係

☎63-3113



高齢者虐待予防講演会

高齢者への虐待予防の理解を深め、高齢者・介護者を支援するための講演会です。

日 11月9日(土)

午後1時30分～3時30分

会 金井コミュニティセンター

内 「怒りのコントロール～イライラと上手に向き合うことで前向きな生活を～」

講 一般社団法人新潟地域福祉協会 岡田 史理事長

定 100人 (先着順)

問 高齢福祉課 佐渡中央地域包括支援センター

☎63-3120

市税等を納期限までに納めないと…

市では、市税等(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を含む)を納期限までに納めていただけない方に対して、督促状や文書などで納付をお願いしています。

それでも納めていただけない場合には、滞納処分を行っています。そのような事態にならないためにも今一度お手元の納付書をお確かめのうえ、納め忘れがありましたら、速やかに納付をお願いします。

滞納処分とは

市が滞納者の財産を差し押さえることです。市税等を滞納している場合、市は裁判所に訴えることなく、差し押さえができます。

平成30年度は171件の差し押えを行いました。

滞納処分Q&A

Q. 差し押さえの前に連絡はしないのか？

A. 差し押さえ前、納期限後20日までに必ず督促状を送付します。法に基づき督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しないときは差し押さえをしなければなりません。

Q. 本人の承諾なしに財産調査をされた。個人情報保護法違反にならないのか？

A. 税金を滞納すると、法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生するため、勤務先や銀行等調査された機関は答えなければなりません。

滞納処分とは、滞納処分を行っています。そのよう

滞納処分は個人情報保護法には一切抵触しません。

Q. 税金の滞納がある場合の財産調査は個人情報保護法には一切抵触しません。

A. 財産調査の結果、次の財産などを差し押えます。

- ① 債権(預貯金・給与・年金・生命保険・国税還付金・売掛金など)
- ② 不動産(土地・建物)
- ③ 動産(絵画・美術品・自動車など)

納税に関する相談をお受けしています

事情があつて納期限までに納められない方は、早めにご連絡ください。

県地方税徴収機構と連携した滞納処分への取り組みを行っています

県と県内市町村では、県地方税徴収機構を設置し、滞納が長期の場合や高額な場合に、市からの引継ぎを受け、差し押さえなどの滞納処分を前提とした滞納整理を行っています。

問 税務課 収納係 ☎63-5110